

様式第3号(第5条関係)

誓 約 書

私は、ウェルカム本宮ファミリー移住支援金(以下「支援金」という。)を交付申請するにあたり、以下のことを誓約します。

なお、支援金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、同要綱第10条第1項の規定に基づき、支援金を返還します。

- 1 5年以上継続して本市に住民登録し、居住する意思を有していること。
- 2 就業者の場合にあっては、就業先の転勤等の理由で、転入日から記載して5年に満たない日までに本市から転出することが明らかでないこと。
- 3 申請日現在で、交付対象世帯等の構成員に市税等の滞納がないこと。
- 4 交付対象世帯等の構成員に、暴力団員(本宮市暴力団排除条例(平成24年本宮市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)がいないこと。

令和 年 月 日

本宮市長 高松 義行 様

住 所  
申請者 氏 名 (署名)

【参考】(支援金交付要綱第9条第1項、第10条第1項 抜粂)

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 転入日から起算して5年に満たない日までに、本市から転出した場合。ただし、災害等やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為により支援金の交付を受けた場合。
- (3) その他市長が適当でないと認めた場合。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定による支援金の交付決定を取り消した場合において、支援金がすでに交付されているときは、当該支援金を返還させることができる。